

第4回健康おかやま21推進会議議事録（概要）

日 時： 令和元年11月19日（火） 13：30～
場 所： 岡山県医師会館402会議室
出席者： 健康おかやま21推進会議委員 22名
事務局 9名

1 開 会 2 議 事

（1）受動喫煙防止対策に対する意見まとめ（案）について 別紙により説明

【全員から意見を伺う】

- ・陸上競技場やサッカーグラウンドなど、今のところ、たばこが吸える場所など明記されていない。そういうところも、きちっと明記し、たばこの煙の流れとかが、児童、生徒に影響を与えないような配慮をして欲しい。

- ・児童、生徒の喫煙防止などの健康教育をしている。教育委員会としても、望まない受動喫煙防止対策を推進することは賛成である。

- ・経営者の権利や喫煙者の権利について言われているが、権利を主張できない子どもや胎児のことを考えて、これからの社会を健康的に過ごせるようにするのが大人の責任と考える。

- ・こういった条例は理念的なものが非常に重要で、いわゆる喫煙に対する弱者を守ることとは必要だが、これは法律の定める範囲で行い、条例においては、理念先行で旗を振り、強権的であってはならない。

- ・受動喫煙に関する健康被害をなくそうと、県が医療関係者や関係団体の意見を聞いて条例を制定する動きは、非常にいいことだと思う。医療保険者として加入されている被保険者、被扶養者の健康づくりを進めていく上で、受動喫煙防止対策は一つの大きな課題と考えている。今後条例を制定したら、いかに県民の方々に興味を持ってもらうかが次の大きな課題になると思う。知っていれば、自分がどういう行動をとればいいのかということにつながっていくので、広く周知し、理解してもらい、行動変容するような環境づくりが必要と思っている。

- ・受動喫煙防止を進めることは、大いに賛成であるが、基本的には改正健康増進法に主だったことが記されていると思うので、これに従う程度でよいのではないかと考えている。しかし、第一種の幼稚園、小・中学校、高校などの教育施設、児童福祉、医療機関などは、利用する者が禁煙や喫煙の状況を見て選ぶことができないので、始めから完全な敷地内全面禁煙の体制をとるのが望ましい。大学とか行政機関に関しては、特定屋外喫煙場所に対応できると思う。完全には防止できないが、概ね受動喫煙が防止できる体

制になるだけでも大きな進展だと思う。

・飲食店の方はいくら意見を述べてもしかたがないと思っている。理容師、美容師さんは自分の店が禁煙になることを知らない状況。県は啓発をすと言っても、なかなか出来ていない。その状況で条例を作るといっても、どうなのか。何を言っても聞いてもらえる状況にないというのが彼らの言い分である。

・飲食店では毎年廃業が 1,500 件、1 割は新規で、4 月に店を出そうとすると、どんなに小さくても禁煙にしなければならないし、古くて長い店でも修繕すると新規での許可の取り直しになるので、将来的には飲食店はほとんど禁煙になってしまう。

・医者は患者と弱者である妊婦や胎児を守るのが使命。日々見ている肺がんやアレルギーの患者が、受動喫煙に曝されて苦しんでいるのを和らげたいのが望み。要望書に添った形での制定を強く望んでいる。

・受動喫煙対策は必要で、第二種の 100 平米以下は緩いと思っているが、今回、それぞれの業界の立場があるというのがよく判った。条例で法律より厳しくするのであれば、何故そうなのかという理由を示すことが大事だと思う。来年 4 月の施行に向けて、第二種施設は準備されていると思うが、厳しくするのであれば、ある程度時間的余裕を作るのは大事だと思う。

・乳幼児から高齢者までの健康づくりを進めている会なので、望まない受動喫煙対策を進めたいという思いで全員一致している。個人的に、加熱式たばこも紙巻きたばこと同等に取り扱うべきということを周知し、正しいことを知ってもらいたい。その上で吸う人は吸って欲しい。

・たばこの値段が先進国並に上がって吸う人が減れば、害が少なくなると思う。学校に関しては、小・中はやめて欲しい。大学とか役場など長時間働くところには敷地内の隅っこに吸うところはあると思う。マナーとか喫煙の害についての啓発を、子どもにも大人にもしっかり教育するようにして欲しい。加熱式たばこもよくない考える。

・敷地内禁煙はまだだが、割と早い段階から屋内禁煙にしている。小規模、中規模の事業者が多いので、改正健康増進法の徹底もこれからである。条例で更なる規制をするのは、時間的なものがあると思う。周知もさることながら、補助金があっても自己資金の問題もあるし、折り合いをどうつけるか、どこでバランスをとるかということも十分条例に反映して考えていただきたい。

・第一種の施設は敷地内全面禁煙を進めていただきたい。妊婦とか子どもは最優先で、守るという方向で、厳しいかもしれないが、要望書にそって進めていただきたい。

・被喫煙者と喫煙者は分煙化を進めるべきだというのは、皆さん賛成しかねるという意見はないと思う。しかし、喫煙者を社会悪のごとく閉め出す内容にするのはおかしいの

ではないか。喫煙者は年間2兆円程度の納税をしており、一般財源化しているので皆さん何らかの恩恵を受けている。喫煙者のために、喫煙専用室を設置することなどをやってからならわかるが、やっていない。3割喫煙者がいるわけだから、その3割を無視していいというものではない。

・立場が違えば意見も違う。法的に認められた喫煙なので、きれいな空気を共存して吸いたいのと、弱者は特に守ってあげないといけないというのが趣旨である。最後の説明で、屋外の施設であっても第二種として管理権原者の一定の義務があるので、公園などにも喫煙者も含めてきちっと書かれて守られるというのも必要だと思う。

・職場において屋内は全面禁煙が望ましい。たばこを吸う人が一定程度いることで、屋外で吸うことになれば、一般の人に影響が出てしまうので、そこを考慮した条例の制定をお願いしたい。

・愛育委員としてはずっと吸わない世代づくりを目指しており、たばこの害から赤ちゃんから高齢者まで守っていききたい。昔から禁煙活動もやってきているので、官公庁、学校、病院はほとんど全部敷地内禁煙になって喜んでいるが、条例ができてから弱まっただけではないと考えている。現在吸っている方とは意見が平行線なので、これからのということをやっている。たばこ産業の方に、メディアを使って、ポイ捨てしないように、マイ灰皿を持って必ず自分の吸い殻は自分で始末をするように言って欲しい。吸っている方も人に害がないところで吸われたらよい。敷地内禁煙でも、喫煙場所は必要だと思う。

・喫煙する側もしない側も、その立場に偏って意見を言う。たばこがいいのか悪いのか、好きなのか嫌いなのかという考え方が念頭にある中での発言、意見、感想が多かったのではないかと。公園や飲食店では、大きさ、規模、人の集散のレベルが違うので、そこにあった状態で、必要な場所にしっかりと行政が主導し、喫煙場所を作っていくのも、趣旨である受動喫煙から弱者を守るところへ結びつくのではないかと。要望書は、素直に読めば本来の趣旨とは逆行してしまうのではないかと、改正健康増進法が4月に全面施行されるので、この中身で十分ではないかと。その改正法の実効性をいかにあげていくのかと、それを補完するための行政としての喫煙場所設置などの動きを強めていただくのが賢明ではないかと。

Q：各論P3の④、指定たばこの取り扱いで、加熱式たばこの専用室についての設置も国法のとおり対応を求めるという発言があったがあえて省いたのか。

→ A：意図して落とす訳ではない。案は完全なものではないので、加筆については意見を反映する形で入れたいと思う。今の意見も、まとめの中に反映するという事でまとめさせていただく。

・P7の論点③ 飲食店の従業員の問題だが、一律的に対策を何らか講じるということになれば、経営者は設備投資か現在雇用している従業員を解雇しないといけないという究極の二択を選ばざるを得ないということも考えたりする。雇用の情勢や、労働環境の

側面も踏まえて、飲食店に何らかの策を講ずる場合は、十分な時間と幅広いリスクを想定した検討をする必要がある。労働者不足のような問題もあり、単純な話ではないと思っている。

・妊婦とか子どもに受動喫煙の健康影響があることと、子どもが喫煙シーンを見ると、たばこを吸いたくなるという知見はある。そういう観点からみると、病院や小、中、高、大学とかは吸えなくても仕方がないが、市役所の近くでたくさんの人がたばこを吸っている光景を子どもに見せたくないの、役所とかでそこまで厳しくするのはどうかと思った。妊婦とか子どもが多く使う場所については、路上喫煙防止の区域を作ったほうがよい。第二種の既存特定飲食施設に関しては、きちんとネットとかに情報を出して、利用者が選択ができるようにして欲しい。

・多様な議論が出ているが、理念的なことも含めて会議とは無関係なところの対立が多いように思う。この会議は、法律を前提に県における条例づくりの参考にするためということなので、条例づくりを進める会議だと理解している。望まない受動喫煙を防止するということは、対立はないと思っている。問題は、法律よりも規制を強化するというところで、時、場所、方法をどうやって規制していくか、禁煙法ではないので、どうやって上乗せ、横出ししていくか議論した方が良かったのではないかな。

屋内を全面禁煙にするのかどうか、望まない人の健康をどう守るかということが出てきたのが、同意があればいいということだが、そういった方をどう守っていくかが本来の議論ではないか。同意があるから免責されるわけではないと考える。強制をどうするか、罰則をどうするか、その議論では検討の余地があると思う。理念としては、幅広い横出し、上乗せ規制をやっていけばいいと思うが、どうやって実現していくかというところで、柔軟性を持たせればよいのではないかな。理念で規制して、それを教育教化していくような条例にすれば、穏当になるのではないかな。

・要望書の5つの条項を確認して欲しい。教育施設や児童福祉施設、医療機関及び行政機関を敷地内全面禁煙とする。飲食店は、屋内全面禁煙とする。博物館、美術館、芸術劇場、映画館はすでに屋内全面禁煙になっているはずであるが、必ずしもそうになっていないところもあるので、もう一度お願いする。従業員のいる事務所、作業所、工場は屋内全面禁煙とする。公園、観光地、公設の庭園、動物園、植物園、通学路など不特定多数が集まる公共性の高い場所も禁煙をお願いしたい。これは、81の団体が趣旨に賛同して、36,000筆の署名とともに提出した要望書である。

・署名について疑問に思っているところがある。署名自体は事実で、県民の声という言葉があったが、これはどれぐらいのレベル感で捉えたらよいのか。国法である改正健康増進法がどういった趣旨で、どういった内容で、どれだけの範囲を規制しているという内容を、どれだけの県民の方が理解されていたのか。その上で岡山県としてさらなる方策が必要だという論調に対して、国法を理解していなければ判断しかねると思う。署名用紙には、受動喫煙を防止していくという趣旨のみ書かれているので、誰でもサインする内容である。健康増進法がこうで、この目的があって条例を作りたいと説明されていたのか。そうでなければ、署名イコール県民の声というのは、少し危険ではないかな。

・代表者に集ってもらい、説明して議論をした。意見もいただいた。国もそれぞれの自治体で考えた条例を策定してかまわないと言っている。世の中の流れの中で、受動喫煙の害をしっかりとアピールするのは、今ではないかと我々も動いた。しかし、最終的には県議会で議論していただく。みなさんの意見を事務局にとりまとめていただくが、これがすぐ通るというものでないが、要望は要望である。あとは県議会でどの程度決められるか。

・分煙化を進めることは当然必要だし、法で決まっている内容については規制がかかっている。これ以上のことを規制していいのか。喫煙者の権利を確保できるような施設などを設けるということも施策として進めるべきではないか。

・県にお願いだが、喫煙の専用室をどこかに設けて欲しい。条例の中に、スーパーならこういうふうに、公共の施設ならこういうものをとるように作って欲しい。あれもだめ、これもだめではなく、こういうところもある、として欲しい。

・タバコを吸うステーション的なものを作る話はよく出る議論であるが、現実はなかなか難しい。

・過料、罰則についてはどうか。それぞれの自治体の条例には、罰則がついている。岡山県条例についても、理念だけでいいところと、実際に何か罰則がないと実効性がないというところがあると思う。

・罰則については、内容が決まらなないと、どうやって強制するかよいう話にはならない。内容が決まってから、強制する方法ということで、罰則内容を決めた方がよい。

(2) 今後について

・本日いただいた意見の中でいくつか加えなければならない項目がある。それをつけ加えさせていただき、最終的なとりまとめは委員の皆様方にお配りする。

・今後、御意見を参考にしながら、近く条例骨子案をお示ししたいと思っている。条例骨子案が示せれば、委員の皆様方にもお配りし、骨子案に対しても御意見をいただきたいと思う。

・時期が未定であるが、骨子案を条例素案に変えていく準備をしていきたい。その後、県民の皆様にもパブリックコメントを求めていくことにしているので、委員の皆様方には適宜情報提供していきながら、情報をお知らせしていきたい。

中谷部長あいさつ

・次回は来年2月頃開催。

